

任意後見のすすめ

任意後見契約とは！

判断能力が衰えた場合に備え、将来の財産管理等を行う代理人（=任意後見人）を信頼できる人にあらかじめお願いしておくという、将来のための契約です。具体的には、将来、預金の引出し、生活費の支払い、自宅の修繕や不動産の売買等、小さなものから大きなものまで原則全ての財産管理を行います。

任意後見契約がないと！

認知症になったとき

- ① 想定外の第三者が後見人になる可能性があります。
- ② 理想とする財産管理や各種契約がされない可能性があります。

特に任意後見契約をおすすめしたい方！

身寄りのない方

将来の認知症に
不安を抱く方

身寄りには世話に
なりたくない方

任意後見のメリットとは！

① 将来の人生設計を考慮した契約をすることができます。

※ 将来の財産管理の方法を契約書に盛り込むことで、判断能力が衰えても自分の希望どおりの人生を送れます。

- (1) 自分の希望する代理人（長男等）と将来の財産管理や身上監護の方法について約束する契約です。尚、代理人は、司法書士等の専門家でも可能です。
- (2) 任意後見人には、本人が信頼できる人を予め指定できる。
- (3) 任意後見契約では、お願いする代理権の範囲を本人の意思で決めることができる。
- (4) 「ライフプラン」の中で、老後の希望を自由に書くこともできます。

② 自分の財産を他人に管理されることはありません。

※ 他の制度（法定後見制度）では、全くの他人（弁護士等の専門家）に財産を管理されることがあります。

費用

※任意後見契約書の作成は、**99,800円～**
(公証人の費用など、実費は別途かかります。)

お問い合わせは後任後見のプロ 終活カウンセラー



TEL:046-225-0818

司法書士法人

あつめ木法務

〒243-0003

神奈川県厚木市寿町3丁目6番2号

FAX 046-225-0053

mail soudan@office-fukuzumi.com